

町税等(令和5年度課税分)の 口座振替推進キャンペーン実施中！

- 口座振替とは、町税等について、納税義務者が指定した金融機関口座からの自動引き落としによって納税することができる納付方法の一つです。
- 収め忘れがなく、金融機関、役場窓口、コンビニに出向く必要がなく、現金を持ち歩く必要がない、一度の申込みで納期毎、毎年口座振替が継続する安全・安心、便利、確実な納付方法です。
- 非対面による新型コロナウイルス感染症等の感染リスク軽減にもつながります。

野辺地町では口座振替を推進するため、以下の通り「野辺地町町税等口座振替推進キャンペーン」を実施中です。

まだ口座振替されていない方は、この機会にぜひとも申込みいただきますようご案内いたします。

【概要】

◆キャンペーン内容

対象の町税等について、令和5年3月までに口座振替を申込済みで、対象条件を満たした方にのへじ共通商品券500円分(町外の方にはクオカード500円分)をプレゼントします。

◆キャンペーン期間

令和5年度課税分の対象町税等すべてについて、令和5年3月までに口座振替を申込みください。

◆キャンペーン対象町税等

固定資産税、町県民税(普通徴収)、国民健康保険税(普通徴収)

※令和5年度課税分があるものすべてが対象です。

◆キャンペーン対象者

令和5年3月までに口座振替を申込済みで、下記対象条件すべてに当てはまる方です。

なお、条件を満たした場合キャンペーンへ自動でエントリーされます。

<対象条件>

- ・申込みされた後、令和5年3月31日までに金融機関から口座振替の承諾があったもの(令和5年4月1日以降に承諾されたものは、今回のキャンペーン対象外)
- ・申込みされた納税義務者に町税等の未納がないこと
- ・令和5年度分として課税されている対象町税等すべてにおいて、初回口座振替が完了済みのこと

※キャンペーン対象とならない申込

- ・納税貯蓄組合加入者の申込
- ・法人の申込
- ・令和5年度課税分が年金や給与から天引きされている町税等への申込
- ・納税義務者(共有代表者等)の住所・送付先が不明なもの

◆プレゼントの発送

令和5年10月から納税義務者に順次発送します。

◆口座振替の申込方法

町内金融機関又は役場税務課にあります(県外の方は税務課までご連絡ください)。「野辺地町税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入押印の上、金融機関窓口へご提出ください。

その際、納付書等(町税等・通知書番号などが分かる書類)、金融機関口座届出印、預貯金通帳をご持参ください。

◆口座振替が可能な金融機関

- ・青森銀行(本店・支店) ・みちのく銀行(本店・支店)
- ・青い森信用金庫(本店・支店) ・ゆうき青森農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行(郵便局) ・東日本信用漁業協同組合連合会(青森支店)